

婦女子、討乞債を但下、破たりトテ之に及討じ双方折衝中
多事者、ハハ廿一日方働者ノ原札ノ家信トシテ無
解(少)

①大正印刷株式會社

所立地、麻布区竹町八一

二方働者、一一〇名(由女七名)

急加石、金五、大正印刷工場名を後

梨田比佐造

會社設立若名已代地、債務多ク成債不良、去年八月十
七日解雇し更ニ成債不良ノ理由ヲ解社ノ責トシテ電ノ
米穀ノ支取セントシテ之ノ因、ハハ廿八日遂ニ破産トシテ人々
驚動ノ便

一、不為解社債討乞討

二、解社ノ責於低三月、一々年債毎、十五ノ外首之

三、月悔返起、解社ノ責ノ出納ノ事

四、協同社、却向、一週目之ノ下、一月後本種トシテ先

表之

五、後者、五割償之の減首者、出納トシテ

六、後九月分、之ノ對乞債納付ノ詳ノ傳、後送、

七、此等件、之ノ解社ノ責任トシテ

八、後者、之ノ分、之ノ對乞債納付ノ詳ノ傳、後送、

九、會社ノ責、解社ノ責任トシテ九月、ハハ廿八日、

一〇、一切無二王保トシテ

一、會社、解社ノ對、解社ノ責トシテ、二、千四百也